

## 平成31年度 児湯畜連 高齢母牛更新対策事業

### 1. 目的

本郡管内の母牛も年々高齢化が進んでいる。

母牛の高齢化は、さまざまな能力の低下を引き起こし、農家所得や市場性に悪影響を与える。

管内に現存する高齢母牛の販売と若い子牛導入（保留）を推進し、斉一化した母牛集団の構築に努める。

### 2. 事業量

母子で150組（450万円）

### 3. 事業対象牛

対象母牛の販売並びに対象子牛の導入（保留）のいずれも申請者（同一経営者）が実施した場合とする。

#### ①対象母牛

申請農家（日向市東郷町含）が6カ月前から継続飼育してきた7歳以上10歳未満（年齢算出は販売時点）の牛で、児湯家畜市場にて販売したものに限る。

#### ②対象子牛

管内農家（日向市東郷町含）が生産し継続飼育してきた概ね生後1年以内の和牛子牛を繁殖用として児湯家畜市場にて導入（保留）したものに限る。

尚、最低価格は、最低50万円とする。

### 4. 対象母牛、子牛の販売・導入期間

平成31年度（H31.2.1～H32.1.31）に限る。

### 5. 奨励金の申請

申請者は別紙1奨励金交付申請書記載の上、対象母牛並びに対象子牛のセリ取引伝票（写）を添えて管内JA畜産課を窓口とし、畜連へ申請する。

### 6. 受付

畜連に到着した書類の早い順に受付をする。

尚、その際、JAからの申請順は若番を優先にする。

### 7. 受付期間

平成31年度中（H31.2.1～H32.1.31）とする。

但し、事業量を超えた場合はこの限りではない。

### 8. 奨励金

申請のあったJAを通じて上期・下期に分けて該当者へ30,000円/組交付する。

### 9. 対象子牛の導入（保留）後の飼育期間

繁殖用として供用出来ない場合を除き、申請日より概ね2年以上の飼育を原則とする。

繁殖用として供用出来ない場合は獣医師の診断書を提出し、畜連の承諾を得る事とする。

受付： J A \_\_\_\_\_ (通番No. \_\_\_\_\_) J A記載  
畜連受付日 H 年 月 日  
(通番No. \_\_\_\_\_) 畜連記載

## 児湯畜連 高齢母牛更新対策事業 奨励金交付申請書

1. 申請日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( J A 申込日 )

2. 対象牛

1) 母牛	〔	個体識別番号 ( _____ )
		名 号 ( _____ )
		生年月日 「H _____ 年 _____ 月 _____ 日」
2) 子牛	〔	個体識別番号 ( _____ )
		名 号 ( _____ )
		生年月日 「H _____ 年 _____ 月 _____ 日」

3. 添付書類

対象牛セリ伝票 (写)

児湯郡市畜産農業協同組合連合会 会長 様

事業内容に基づき、上記の通り更新しましたので、奨励金交付申請を致します。

申請者 住所

氏名

印